

平成 28 年度 神奈川県立光陵高等学校 不祥事ゼロプログラム

神奈川県立光陵高等学校

神奈川県立光陵高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 策定の方針

- (1) 不祥事の未然防止を図るため、重点課題を抽出し、課題の解決に最も実効性のある取組みを進める。
- (2) 課題ごとの目標設定及び目標達成のための行動計画を策定する。
- (3) 不祥事防止について職員一人ひとり意識を高めるため、組織全体でプログラムを策定する。

2 プログラムの実施責任者及び実行主体

- (1) 不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とする。実施責任者はプログラム全体を統括する。
- (2) 副校長、教頭、事務長及び総括教諭は、校長を補佐する。
- (3) 職員一人ひとりがプログラムの実施主体となり、年間を通じて継続的に実施・検証を行う。
- (4) 時機に応じてプログラムを実施し、経験に応じた研修も実施していく。

3 目標及び行動計画

(1) 法令遵守意識の向上

ア 目標

法令遵守を徹底し、公務員としての行動規範を確立することで、公務外非行を防止する。

イ 行動計画

職場啓発資料や職員行動指針等を活用し、事例研究を含めた職場研修会を定期的実施し、公務員としての自覚とモラルの向上を徹底する。

(2) セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、わいせつ行為の防止

ア 目標

生徒の人権を尊重し、セクハラやわいせつ行為、職場内におけるパワーハラスメントを未然に防止する。

イ 行動計画

○日常的に生徒及び職員間の良好な人間関係の構築に努め、気になることがあれば、互いに声を掛け合う体制づくりに努める。

○生徒に対し、スクールセクハラ等についての理解を深めさせる。

○校内人権相談窓口及び教育相談体制を整備する。

(3) 体罰、不適切な指導の防止

ア 目標

生徒の人権を尊重し、体罰や不適切指導を未然に防止する。

イ 行動計画

○日常的に生徒の人権に配慮した指導が行われているか相互に点検し合い、気になることがあれば互いに声を掛け合う。

○生徒への指導は複数で行うことを基本とし、保護者への必要な連絡を迅速に行う。

○職場啓発資料等の活用により、全職員の意識を高める。

(4) 成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

ア 目標

点検体制を再確認し、マニュアルに基づいた業務を確実に行う。

イ 行動計画

○職員全員で、点検体制や業務マニュアルを再確認する。

○成績処理・通知票作成及び発行において、マニュアルに従い確実に業務を行う。

○調査書・推薦書等、進路関係の書類の作成及び取扱いについて点検体制を整え、確実にを行う。

○過去の事例について職員に周知し、事故の未然防止に努める。

(5) 個人情報等管理・情報セキュリティ対策

ア 目標

個人情報の適切な取扱いに努め、必要に応じてパスワードを設定するとともに、紛失・流失・誤廃棄の発生をゼロにする。

イ 行動計画

○個人情報の保護・管理、コンピュータの適切な利用に関する研修会を実施する。

○USBメモリ等の外部記憶媒体の適正な取扱いについて、神奈川県情報セキュリティポリシーに基づいた取扱いを行う。

○職員の携帯電話への生徒の個人情報の登録ならびに管理状況について、確認・点検を徹底する。

○保存期間を過ぎた文書・帳票類について、廃棄処理を適正に行う。

(6) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

ア 目標

法令遵守を徹底し、交通事故及び酒酔い・酒気帯び運転を根絶する。

イ 行動計画

○職場啓発資料等を活用し、事例研究を含めた職場研修会を実施する。

○飲酒の機会が多い季節を重点的な啓発月間とし、お互いに声を掛け合い「飲んだら乗らない」を厳守する職場環境づくりに努める。

(7) 会計事務等の適正執行

ア 目標

会計事務等を適正に執り行い、事故の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

○私費会計基準に則った執行方法の研修会等を実施し、適正な執行に努める。

○部活動費や合宿費の徴収事務・会計報告について、相互チェック体制に万全を期す。

(8) 業務執行体制

ア 目標

諸業務の遂行において、マニュアルやルールを遵守し、情報の共有を図るとともに相互チェック体制・業務協力体制を徹底する。

イ 行動計画

○試験問題、文書・帳票等における誤記載の発生をゼロにする。

- 定期テスト問題の複数による確認、実施後の管理及び処理手続きの徹底を図る。
- 入学者選抜業務について、実施要項・マニュアル等を適宜改訂・整備するとともに、校内研修会を実施し、適正な業務遂行に努める。

4 検証

(1) 第1回検証

3項に規定する行動計画のうち、中間段階で実施状況を検証し、目標達成についての自己評価を行った上で、必要に応じて修正を行う。さらに、未実施項目がある場合は、年度内に実施し、達成状況を検証する。

(2) 第2回検証

3項に規定する行動計画について、3月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成について自己評価を行う。その結果、新たな目標の設定や目標の修正が判断される場合には、次年度の不祥事ゼロプログラムを策定する際にそれを勘案・反映させることとする。

5 実施結果の総括・報告

4項の検証を踏まえ、実施状況を取りまとめ、ホームページへ掲載することで県への報告に代える。

6 事務局

不祥事ゼロプログラムの策定及び実行の具体的手続きについて、企画会議がこれを行う。